

参 考

事 務 連 絡

平成 25 年 11 月 20 日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
技術安全部長 山 下 博

地域公共交通確保維持改善事業費補助金における標準仕様ノンステップバスの認定を受けた車両の仕様の変更に係る取扱について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局旅客課から、別紙のとおり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金における、当該認定車両の仕様の変更に係る取扱いを改めて周知する旨の通知があり、同様の内容の通知を、自動車メーカー（日野、いすゞ、三菱ふそう、UDトラックス）及び自動車工業会に発出したとの連絡がありました。

つきましては、別紙の内容をご確認のうえ、必要に応じて、各運輸支局等にご相談頂きますよう、貴協会会員事業者に周知方、お願ひ致します。

事務連絡
平成25年11月15日

公益社団法人日本バス協会 ご担当者様

国土交通省自動車局旅客課

地域公共交通確保維持改善事業費補助金における標準仕様ノンステップバスの
認定を受けた車両の仕様の変更に係る取扱について（周知のお願い）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金においては、地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）及び地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業関係）において、ノンステップバスの購入費の一部を補助しておりますが、その際の標準仕様ノンステップバスの認定を受けた車両の仕様の変更に係る取扱いについて、下記のとおり、改めて周知致します。

貴社内でご周知頂くとともに、購入事業者等より本件に係る具体的な問い合わせ等がございましたら、最寄りの地方運輸局（自動車交通部旅客第一課）又は運輸支局にご相談頂くようお取り計らい願います。

記

1. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱によれば、車両減価償却費補助及びバリアフリー化設備等整備費補助のいずれについても、原則として、「標準仕様ノンステップバス認定要領」に基づいて認定された車両に補助金を交付することとされていますが、それ以外の車両についても、国土交通大臣に認定を受けた車両以外の車両を購入する理由について記載した書類を提出し、認められれば補助の対象となりえます。
2. その場合、個々の具体的なケースに応じて、利便性や安全性が損なわれないものか否か、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の移動等円滑化基準、公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン及びノンステップバスの標準仕様等を参考に適否を判断することとしております。

以上

<参考>

1. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

別表 8 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）

二 ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

別表 20 地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業関係）

(注) 3. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月10日付け国自技第254号又は平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。

別表 28 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）被災地特例

二 ノンステップバス型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月10日付け国自技第254号又は平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

別表 30 地域公共交通確保維持事業（車両購入費関係）被災地特例

二 ノンステップバス型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月10日付け国自技第254号又は平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。